

養育費に関する申告書

会津若松市

養育費について

前年（1月から12月までの1年間。ただし1月から6月までの間に請求する場合は前々年。）に受け取った養育費について、裏面の記入要領に従って記入してください。

養育費を支払う人の氏名 （児童との関係）	受取人	養育費の額	受 取 状 況 等
()	母・児童	円	(年・月 回 円 ヶ月) (手渡し・口座振替・郵送・その他())
()	母・児童	円	(年・月 回 円 ヶ月) (手渡し・口座振替・郵送・その他())
()	母・児童	円	(年・月 回 円 ヶ月) (手渡し・口座振替・郵送・その他())
合 計	母	円	
	児 童	円	

備 考

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

印

1 記名・押印に代えて署名することができます。

養育費等に関する申告書の記入要領

1 この申告書の目的・趣旨

この申告書は、前年に前夫から養育費を受け取っているのかどうか、さらに受け取っている額を確認するためのものです。

2 養育費について

- ・前夫（児童扶養手当の支給対象となっている児童の父。以下同じ。）から前年（1月から12月までの1年間。ただし、1月から6月までの間に請求する場合は、前々年。）に、受給者（母）または児童が受け取った金品その他の経済的利益（以下「養育費」といいます。）がある場合には、その額を記入してください。
- ・養育費は、児童扶養手当法施行令第3条により、児童扶養手当制度における所得となりますので、正確に申告してください。
- ・養育費の合計額の欄に記入した額を、新規認定請求書の(27)の欄又は現況届23の欄に記載してください。
- ・養育費として含まれるのは、具体的には以下に定めるものです。

（1）「養育費」とは、次の要件のすべてに当てはまるものをいいます。

児童扶養手当を受給している母が監護している児童の父が払ったものであること。

受け取った者が母または児童（その代理人も含まれます。以下同じ。）であること。

父から母または児童に支払われたものが金銭、有価証券（小切手、手形、株券、商品券など）であること。
父から母または児童への支払方法が、手渡し（代理人を介した手渡しを含みます。）、郵送、母または児童名義の銀行口座への振込みであること。

「養育費」「仕送り」「生活費」「自宅などローンの肩代わり」「家賃」「光熱費」「養育費」など児童の養育に関係ある経費として支払われていること。

（2）したがって、次のようなものは「養育費」には含まれません。

児童扶養手当を受給している母が監護している児童の父以外から支払われたもの

母または児童以外の者が受け取っている場合

支払われたものが、不動産（土地、建物等）、動産（車、家財道具等）の場合

支払方法が、母または児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の場合

「感謝料」「財産分与」として支払われる場合

（注）1．受給者が未婚の母である場合

父が児童を認知しており、かつ、上記（1）に当てはまる場合、「養育費」に該当します。

2．自分の子だけではなく、他の子も養育している場合

自分の子の養育に必要な費用を受け取り、それが上記（1）に当てはまる場合、「養育費」に該当します。

養育費がどうか分からない場合には、市役所、区役所又は町村役場の担当者にお尋ね下さい。

- ・前夫が複数あり、それぞれから養育費を受け取った場合には分けて記入してください。また、「養育費を支払う人の氏名」欄には区別できるよう前夫の名前等を記入してください。前夫が1人の場合には、この区分欄は空欄で結構です。

- ・受取状況欄には、次の例に従って記入してください。

例1 毎月5万円で12ヶ月間受け取っている場合には、「月1回、50,000円、12ヶ月」と記入してください。

例2 4月、8月、12月の3回に、それぞれ1万円、3万円、5万円を受け取っている場合には、「年3回 1万円、3万円、5万円」と記入してください。

例3 年に1回、受け取っている場合には、「年1回」と記入してください。

万が一、偽りの申告など不正な手段で手当を受給した場合については、児童扶養手当法に基づき、手当の返還又は罰せられることがありますので、十分にご注意ください。